第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 50　はまかぜ （略） CL 212　なつかぜ CL 215　きいかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 50　はまかぜ CL 51　みやぎく （略） CL 212　なつかぜ （略）

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ CL 217　あまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ （略）

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 212　なつかぜ CL 213　はるかぜ CL 214　きそかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 212　なつかぜ （略）

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ CL 216　みやぎく （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ （略）

附　則

この告示は、令和八年二月十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年三月一日

二　第三条の規定　令和八年三月三日

三　第四条の規定　令和八年三月五日

四　第五条の規定　令和八年三月九日

五　第六条の規定　令和八年三月十一日

六　第七条の規定　令和八年三月十九日

七　第八条の規定　令和八年三月二十四日

八　第九条の規定　令和八年三月二十五日

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。